

## 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

患者への薬学的ケアの充実と疑義照会における待ち時間短縮および処方医師の負担軽減を図る目的で本取り決めに運用することとする。

なお、包括的に薬剤師法第23条第2項（処方箋による調剤）に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

但し、処方箋中に疑わしい点がある時は、薬剤師法第24条（処方箋中の疑義）に基づき、必ず疑義照会を行い、疑わしい点を確かめた後で調剤を行うこととする。また、本取り決めの実施にあたっての条件は、薬剤師が患者に対して十分な説明を行うことによって患者の同意が得られ、患者に不利益が生じないこととする。

- ・事前合意プロトコールに基づく疑義照会の運用は、当院及び保険薬局双方による「院外処方箋の疑義照会に係る合意書」（以下、合意書）の締結をもって実施されること。
  - ・合意書に基づく変更であっても、服用方法・安定性・価格などについて患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。
- 患者の同意がない場合の変更については、例えプロトコールに基づく場合であっても、疑義照会を行った上でなければ変更できないこと。
- ・先発医薬品において、「変更不可」欄にチェックがある場合、後発医薬品に変更できないこと。
  - ・処方内に「剤形変更不可」等の医師のコメントがある場合は、その指示を優先すること。
  - ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。
- また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限ること。
- ・不明な点がある場合は従来どおり、主治医に疑義照会を行うこと。
  - ・処方変更された場合は疑義照会の有無を明記し、磐井病院薬剤科宛てにFAXで報告すること（様式は不問）。
  - ・医療用麻薬及び抗がん剤等、医師の判断を必要とする変更については対象外とすること。

### 【疑義照会不要項目】

- ①「成分名が同一の銘柄変更」に関する事
- ②「規格・剤形の変更」に関する事
- ③「処方日数（数量）の変更（残薬調整）」に関する事
- ④「用法の変更」に関する事
- ⑤「一包化・粉碎・混合調剤の変更」に関する事
- ⑥その他
- ⑦「合意事項」に関する事

### 【各項目の概要】

#### ①成分名が同一の銘柄変更

「変更不可」の指示がない限り、同一主成分が含有されているすべての銘柄（先発医薬品⇔先発医薬品、先発医薬品⇒後発医薬品等）間の変更調剤を可能とする。なお、出荷調整等により後発医薬品等の入手が困難な場合に限り銘柄（後発医薬品等⇒先発医薬品）の変更調剤を可能とする。その際は「入荷が困難なため」等とコメントを入れて報告すること。

(Ex) 「グラクティブ錠50mg」⇔「ジャヌビア錠50mg」（先発医薬品⇔先発医薬品）

「タケプロンOD錠15mg」⇒「ランソプラゾールOD錠15mg」（先発医薬品⇒後発医薬品）

「レバミピド錠100mg」⇒「ムコスタ錠100mg」（後発医薬品⇒先発医薬品）

#### ②規格・剤形の変更

服薬コンプライアンス等の正当な理由があつて、「変更不可」の指示がない場合に限り規格（10mg×2錠⇔20mg×1錠、5g2本⇔10g1本等）および内服薬に限り規格・剤形（錠剤⇔OD錠⇔カプセル⇔散剤等、半錠分割・1/4分割）の変更調剤を可能とする。ただし、鎮痛貼付剤は患者が希望する場合にパップ剤とテープ剤の変更調剤を可能とする。

(Ex) 「ミヤBM細粒」⇔「ミヤBM錠」 (内服薬の剤形)

「フロセミド錠40mg 1回0.5錠」⇔「フロセミド錠20mg 1回1錠」 (内服薬の規格)

「サレックス軟膏0.05% (5g) 2本」⇔「サレックス軟膏0.05% (10g) 1本」 (外用薬の規格)

### ③処方日数 (数量) の変更 (残薬調整)

薬局において残薬が確認された場合、次回処方日までの処方日数 (数量) を減日数 (減量) することを可能とする。日数延長は不可。

- ・1回または週1回・月1回服用するビスホスホネート製剤等の処方日数変更などの処方日数の適正化。
- ・「1日おきに服用」、「透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化。
- ・処方日数制限のある向精神薬等の日数調整

(Ex) ゴルピデム錠 35日分→30日分

- ・処方日数 (減量) の場合は、数日分の余裕をもって調整・調剤を行うこと。

※著しい服薬アドヒアランス低下が認められる場合などの理由等について、当院へ情報提供をすること。

### ④用法の変更

薬事承認されている「用法」以外の内容が処方箋に記載されている場合、処方医の処方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できるものについては疑義照会を簡素化することができる。

(Ex) 医師了解のもとで処方されている漢方薬、制吐剤 (ドンペリドン等)、糖尿病薬、EPA製剤の「食後処方」等

(※食後指示を食前や食直後、食間指示等へ変更)

- ・外用薬の用法で「医師の指示通り」または「患部に使用」等が記載されている場合については薬剤師が患者に使用部位を確認し、処方箋の備考欄に追記することができる。

(Ex) 1回1枚、1日2回、14日分、腰。

### ⑤一包化・粉碎・混合調剤の変更

患者の希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化・粉碎・混合等行うことで改善されると判断できる場合、安定性のデータに留意し、患者に十分な説明を行ったうえで調剤可能とする。ただし、一包化・粉碎・混合加算を算定する場合は、患者に説明し同意を得ること。

### ⑥その他

患者に確認することで解決できる疑義は照会不要とする。

### ⑦合意事項

- ・合意書を締結した保険薬局名を当院の電子カルテおよびホームページ上に公開する場合があることについて、同意ができること。
- ・著しく患者へ不利益を与えた場合には、合意書の締結が解除される可能性があることを理解した上で合意書を締結すること。その際、当院の電子カルテおよびホームページ上にその旨が公開される可能性があることも併せて合意すること。

### 【その他注意事項】

#### (1) 疑義照会を簡素化できない事項

以下の項目については、従来通り薬剤師から処方医に疑義照会を行うこと。

①外用薬で剤形を変更する場合。(軟膏⇔クリーム等。ただし、貼付剤を除く。)

②患者の希望等により処方内容を変更、処方日数 (数量) を増やすこと。鎮痛貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合も含む。

③「お薬手帳」や薬歴から、薬物相互作用や同種・同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合。

④プロトンポンプ阻害剤、ビタミン剤など投与期間の制限のある薬剤が漫然と処方されていると判断される場合。

⑤その他、薬剤師が必要と判断した事項

(2) 各種問い合わせ窓口

①処方内容（調剤に関する疑義・質疑など）

処方医に電話にて疑義照会を行うこと。

処方医が対応困難な場合は各診療科の外来へ照会を行うこととするが、外来でも対応困難な場合に限り磐井病院薬剤科へ照会を行う。

受付時間：平日午前9時から午後5時15分

②保険内容（保険者番号、公費負担など）

医事経営課に電話にて確認を行うこと。

受付時間：平日午前9時から午後5時15分

※ 電話：0191-23-3452（代表）

(3) 処方医への情報提供の方法

①疑義照会に係る報告は様式不問であるが、「服薬情報提供書（トレーシングレポート）」と区別してFAXで速やかに報告すること。

②処方医に情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載する。また、薬剤師は患者に対して、毎回の診察時に「お薬手帳」を主治医に提示する旨を徹底する。

【運用開始日】

平成 29 年 12 月 18 日

平成 29 年 12 月 17 日（第 1 版）

令和 8 年 2 月 27 日（第 2 版）

# 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール合意書

\_\_\_\_\_薬局（以下、甲という）は、岩手県立磐井病院（以下、乙という）と薬剤師法第 23 条第 2 項（処方箋による調剤）の取り扱いについて、院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコールの運用について下記のとおり合意した。なお、本プロトコールは患者サービス向上のために行うものであり、当該薬局での運用においては患者が不利益を被らないように十分に説明した上で同意を得てから行うものとする。

## 記

1 以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。

- ①「成分名が同一の銘柄変更」に関する事
- ②「規格・剤形の変更」に関する事
- ③「処方日数（数量）の変更（残薬調整）」に関する事
- ④「用法の変更」に関する事
- ⑤「一包化・粉碎・混合調剤の変更」に関する事
- ⑥その他
- ⑦合意事項

2 適応条件

- ・患者の同意を得る。
- ・お薬手帳に変更事項を記載する。
- ・変更事項を FAX で乙に報告する（疑義照会の有無を記載、様式不問）。

3 合意の解除

合意の解除、内容変更については、必要時に甲と乙とで協議することとする。

西暦 年 月 日

甲 保険薬局名称

住所

代表者氏名

印

乙 岩手県立磐井病院

住所 岩手県一関市狐禅寺字大平 17

代表者氏名：病院長 阿部 隆之

印